

信州リサイクル製品普及拡大協議会規約

(協議会の名称)

第1条 この協議会は、信州リサイクル製品普及拡大協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第2条 限りある資源の有効な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現するために、信州リサイクル製品の認定等及び当該製品の普及拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 信州リサイクル製品の認定及び認定基準の検討
- (2) 信州リサイクル製品の普及拡大方策に関する検討及び協議
- (3) 信州リサイクル製品に関する広報及び啓発
- (4) 協議会の会員相互の連絡調整
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織及び委員)

第4条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人長野県建設業協会
- (2) 公益社団法人長野県建築士会
- (3) 一般社団法人長野県建築士事務所協会
- (4) 一般社団法人長野県産業環境保全協会
- (5) 一般社団法人長野県資源循環保全協会
- (6) 長野県
- (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、長野県環境部資源循環推進課に置く。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営及び第3条の事業の実施方法の検討について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月30日から施行する。